平成２２年（フ）第１２７４号
埼玉県鴻巣市下忍3345番地９
債務者　五百旗頭徹
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月７日午後４時
５　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
秋田県横手市追廻１丁目２番40号　金沢アパート１階
債務者　安部　多吉
１　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　優
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５５４号
堺市南区原山台５丁１番20―303号
債務者　坂本商店こと　坂本　鶴雄
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　英久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
堺市堺区五月町１番28―502号、前住所堺市東区菩提町３丁39番地152
債務者　城前　　昭
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　英久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９４号
奈良県橿原市四条町755番地の16
債務者　横山　誠治
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　英久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
福井県あわら市花乃杜４丁目11番12号
債務者　大木　宏之
１　決定年月日時　平成22年８月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綿谷　史枝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
福井市丸山１丁目401番地　竹島コーポ103号
債務者　兒玉　新作
１　決定年月日時　平成22年８月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　宏和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
大分県杵築市大字守江1437番地８
債務者　髙橋　義夫
１　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平山　秀生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４４７５号
大阪府茨木市東奈良３丁目13番Ｅ―607号
債務者　三村有加子
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６８号
大阪府枚方市春日元町２丁目37番１―403号
債務者　下西　直樹
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１８１号
大阪市東淀川区大桐３丁目27番９号洛東マンション406号
債務者　佐藤　義樹
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３５号
大阪市東住吉区駒川４丁目10番５―302号
債務者　篠原　隆義
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２６２号
大阪府枚方市楠葉並木２丁目20番14号
債務者　早田　正嗣
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９４号
大阪市西区北堀江１丁目23番９―1505号
債務者　中川由紀子
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３１号
大阪府茨木市彩都あさぎ１丁目２番18―605号
債務者　墨本　佑市
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３２号
大阪府枚方市南中振２丁目89番15―401号
債務者　西木　啓一
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５０７号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―201号
債務者　山野　弘美（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３５号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番４―132号
債務者　堂下　　円
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部